

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

茨城町長 小林 宣夫

市町村名 (市町村コード)	茨城町 ( 302 )
地域名 (地域内農業集落名)	長岡地区 (大山原、下郷、大畑、上郷、前田西、前田東、矢頭、植農西、植農東、三島、長岡、谷田部、小鶴北部、小鶴荒地、小鶴南部、近藤、瑞穂、常井、馬渡)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 5年 9月 25日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、田の面積364.30haに対し、普通作を中心とした担い手農業者は17経営体(21.43ha/1経営体あたり)。畑の面積532.82haに対し、畑作を中心とした担い手農業者は29経営体(18.37ha/1経営体あたり)となっている。集落の範囲を越えた農地集約の検討が必要であり、地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

- ・50歳以下の若手農家が少ないため、新たな担い手の確保策として、農業関係の学校と連携し、新規就農者に対して技術の継承などが行えるような体制の構築を進める。
- ・長岡地区には面積の小さな畑地が多くあり、担い手が耕作するには不便な状態である。担い手にとって耕作しやすい畑地となるよう、関係機関と連携して整備を行い、集積・集約を目指す。
- ・ブランディングを行い、他産地と差別化を図り、高付加価値で販売できる産地を目指す。
- ・担い手の減少により一人当たりの耕作面積の拡大が見込まれることから、農機具の大型化や作業の機械化とともに、スマート農業の導入を進め、規模拡大にも効率的に対応できる体制の構築を図る。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	871 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	871 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地区内における今後中心となる担い手農業者の耕作面積のうち、後継者未定の耕作面積や、今後中心となる担い手農業者以外の耕作面積のうち今後貸し付け意向のある農地については、地域内における今後中心となる担い手農業者31経営体を中心に集約を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手のニーズを踏まえ、国営緊急農地再編整備事業を活用し、小鶴団地(小鶴北部、小鶴荒地、小鶴南部)の基盤整備を実施する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
町、農業公社、農業経営・就農支援センター、県央農林事務所経営・普及部門、JA水戸等と連携して相談対応等に取り組む。また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、情報提供、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定農業者への移行に向けた相談対応等を行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内の集落営農組織を活用し、遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①ハクビシンやイノシシなどの被害が拡大しないよう、目撃情報や被害情報があった場合には罠の設置など速やかに対応できる体制を構築する。
- ②農薬や肥料などの資材価格高騰を受け、資材の使用量低減に関する技術・情報の収集、周知を行う。
- ③担い手が減少していく中で耕作面積を維持するため、スマート農業の活用を検討する。
- ⑦多面的機能支払交付金事業と連携し、適切な農地の維持管理を行う。